

離婚届を提出された場合

ここに挙げているのは大阪市における代表的な例です。世帯や個人の状況によっては、これ以外にも手続きが必要な場合がありますので、個別にご確認ください。

区役所での手続きが必要な方		城東区役所での窓口
個人番号カードをお持ちで氏が変わった方	氏名変更の手続きが必要です。 氏名の変更に伴い、電子証明書が失効します。 再度電子証明書が必要な場合は、窓口で電子証明書の発行申請を行ってください。 カード手続きまでにお待ちいただく目安時間【 分】	1階 13番 窓口サービス課 (住民情報) 電話 6930-9963
印鑑登録をしておられて氏が変わった方	登録されている印鑑によっては自動的に失効します。 担当の窓口でお尋ねください。	
国民健康保険にご加入で氏が変わった方	後日(1週間程度)資格確認書を簡易書留郵便にて送付します。 ※個人番号カードへ登録されている方は、資格情報のお知らせを普通郵便にて送付します。 変更後の資格確認書等についてご相談がある方は窓口サービス課(保険年金:保険)へお越しください。	1階 15番 窓口サービス課 (保険年金:保険) 電話 6930-9956
の各 方種 で医 氏療 が助 変成 わ証 っを たお 方持 ち	こども医療証 ひとり親家庭医療証 をお持ちの方	3階 34番 保健福祉課 (子育て教育) 電話 6930-9065
	重度障がい者医療証 をお持ちの方	1階 18番 保健福祉課(障がい) 電話 6930-9857
	肝炎治療受給者証 をお持ちの方	2階 21番 保健福祉課(保健) 電話 6930-9882
児童手当を受給しておられる方	今後お子様を養育されるかどうかにより、手続き異なります。 担当の窓口でお尋ねください。	3階 34番 保健福祉課 (子育て教育) 電話 6930-9065
ひとり親世帯となった方	児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭医療証、各種制度について担当の窓口でお尋ねください。	3階 34番 保健福祉課 (子育て教育) 電話 6930-9065
わち各 つの種 た方手 方で帳 氏を が お 変持	身体障がい者手帳 療育手帳 障がい者手帳等 をお持ちの方	1階 18番 保健福祉課(障がい) 電話 6930-9857
	被爆者手帳 公害医療手帳 をお持ちの方	2階 21番 保健福祉課(保健) 電話 6930-9882
乳幼児がおられる方で氏が変わった方	3か月、1歳6か月、3歳児健診が済んでおられない方は氏名変更の手続きが必要です。	2階 21番 保健福祉課(保健) 電話 6930-9882

裏面もご覧ください

区役所での手続きが必要ない方		城東区役所での窓口
後期高齢者医療資格確認書をお持ちの方	氏名・住所に変更があった場合、後日新しい資格確認書を簡易書留にて送付します。	1階 15番 窓口サービス課 (保険年金：保険) 電話 6930-9956
介護保険証をお持ちの方	氏名・住所に変更があった場合、後日新しい保険証を郵送します。	1階 17番 保健福祉課 (介護保険・高齢) 電話 6930-9859
公立の小・中学校に通うお子様がいらっしゃる方	保護者や児童の氏名などに変更があれば、区役所から学校へ通知します。	1階14番 窓口サービス課 (就学) 電話 6930-9087

住所や世帯構成に変更があった方は手続きが必要です (戸籍の届出だけでなく、別途住民異動届が必要です)		城東区役所での窓口
城東区へ転入された方、城東区内で引っ越しをされた方、または市外へ引っ越しをされる方	転入届、転居届、転出届等が必要です。	1階13番 窓口サービス課 (住民情報) 電話 6930-9963
大阪市内の他区へ引っ越しをされた方	新しくお住まいになった区へ転入届が必要です。	お住まいの区の 窓口サービス課 (住民情報) ※区によって担当の名称が異なる場合があります。
世帯構成が変わった方	世帯合併・世帯分離等の変更届が必要です。	1階13番 窓口サービス課 (住民情報) 電話 6930-9963

その他の手続き			
方氏 が 変 わ っ た	各種免許証をお持ちの方	氏名変更の手続きが必要です。	各種免許発行機関へお問い合わせください。
	パスポートをお持ちの方		パスポートセンターへお問い合わせください。
	年金を受給されている方		年金事務所等へお問い合わせください。
わ本 つ籍 たが 方変	各種免許証をお持ちの方	本籍の変更届が必要な場合があります。	各種免許発行機関へお問い合わせください。
	パスポートをお持ちの方		パスポートセンターへお問い合わせください。

城東年金事務所	大阪市城東区中央1-8-19	電話 06-6932-1161
城東警察署	大阪市城東区中央1-9-41	電話 06-6934-1234
大阪パスポートセンター(本所)	大阪市中央区大手前3-1-43	電話 06-6944-6626

ひとり親世帯の方は、所得税、市・府民税の軽減を受けられる場合があります。 お問い合わせ先は次のとおりです。	
所得税	所轄の税務署
市・府民税	お住まいの区を担当する市税事務所

☆令和8年4月1日より、離婚後の子の養育や親権に関する民法などの法律が改正されました。

☆本人通知制度のご案内 ～第三者への交付をお知らせします～

詳細はホームページをご覧ください

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000289733.html>